第２２期第２４回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和７年３月１１日（火）１３時３０分～１４時００分

２　場　　所　　くしろ水産センター　３階　大会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　亀田元教　上野　仁　後藤義勝　石川和男
　　蔵谷繁喜　司口圭哉　神山久典　秋森新二　西田達雄　山﨑貞夫
　　近藤龍洋

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　武蔵水産課長　田中係長
　　十勝総合振興局　小川水産課長　富樫係長

６　議事事項
　　議案第１号　まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について
　　議案第２号　特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の
　　当初配分案等について（答申）
　　議案第３号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間
　　について（答申）

７　報告事項
（１）くろまぐろに関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の
　　変更について
（２）定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

８　その他

９　議事の経過
（１）開　　会

事務局　只今から第２２期第２４回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶を申し上げます。

（２）会長挨拶

会　長　本日は御案内申し上げましたところ、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
また、釧路、十勝両振興局の水産課長さんを始め、職員の皆さんにも御出席いただき、心より感謝申し上げます。
今朝、テレビを見ておりましたら、３．１１の１４年前の事故が取り上げられていました。
私は、ちょうど東京から釧路空港に到着した時に、あの地震が起こり、組合に電話したところ、津波が来るということで大騒ぎしておりまして、とにかく、早く帰ってきてくれと言われたことなど、記憶が蘇りました。
三陸地方ばかりではなく、各地区、この道東地方も大きな被害を被りました。
その折には、北海道が中心となって、色々な面で国に働きかけを行っていただき、ご尽力のお陰で、元どおりとはいかないまでも、なんとか漁業を続けられるように、１年で体制を整えられました。

行政の皆さんに感謝していたところです。
震災ばかりでなく、地球温暖化の影響などによって、沖合のお魚にも大きな変化が現れてきております。
釧勝地区は、北海道ばかりではなく、日本にとって好漁場であります。
そういう意味から、様々な形で浜に意見を申し上げながら、行政との折り合いを付けていくことが、われわれ海区委員会の力ではないのかと思っております。
各組合長さんや鑑識のある方々が居られますので、今後も御協力賜りたいと存じます。
本日の案件は３件ほどありますが、しっかりと御審議賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
委員総数１５名中、出席委員は１３名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定により、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、西田委員と山﨑委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。
議案第１号「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について」を上程いたします。
説明願います。

事務局　１ページ目をご覧ください。
令和７年３月６日付け漁管第２４５７号により、北海道水産林務部長から、釧路十勝管内沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業」に係る委員会指示の発動についての要請がございました。
昨年との変更点につきましては、２ページ目に新旧対照表を添付しておりますが、年次の変更のみとなっております。
３ページから委員会指示の内容となっております。
制限区域は、釧路総合振興局管内及び十勝総合振興局管内沖合海域、制限期間は令和７年６月１日から令和７年１２月３１日まで、指示内容及び取扱要領等の主旨については、前年度から変更ありません。
今後のスケジュールとしては、申請期間を確保するため、所定の事務処理を行い、３月１７日に委員会指示を発動したいと考えております。
申請期限は５月１４日までとし、５月下旬には承認証を交付、６月１日から操業可能とする流れです。
２１ページになりますが、令和６年度「まいわしたもすくい網漁業」の実績を添付しております。
全体で６９隻を承認、１７隻が着業、漁獲量は１，６６５トン、金額は約１億８千万円といった実績となっております。
説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　　ご意見がないようですので、原案のとおり、委員会指示を発動することでよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　　それでは、議案第１号「まいわしたもすくい網漁業」について、委員会指示を発動することとします。
　次に、議案第２号「特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。
　説明願います。

事務局　　議案第２号について、ご説明します。
　ＴＡＣの管理期間が、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとなるすけとうだら、するめいか、くろまぐろに係る漁獲可能量の設定及び国の留保からの追加配分等があった際の変更の取扱いについて、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。
　詳細については、十勝総合振興局から説明いたします。

十勝振興局富樫係長　　議案第２号について説明いたします。
　表紙をめくっていただき、１ページ目の諮問文をご覧ください。
　今回の諮問の内容は、漁業法第 16 条第１項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和７年４月から令和８年３月までを管理期間とする「くろまぐろ小型魚及び大型魚」、「すけとうだら各系群」、「するめいか」の３魚種です。
　加えて、令和７管理年度の「くろまぐろ 小型魚、大型魚」、「すけとうだら各系群」及び「するめいか」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。
　まず、令和７管理年度の漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。
　２ページの、別紙１に今回、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、魚種ごとに順次説明して参ります。
　ページが飛んでしまいますが、６ページの資料１－１をご覧願います。
　本資料は、２月１３日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から示された、令和７管理年度におけるＴＡＣの当初配分に基づき、北海道に定められた数量などの概要を示したものです。
　まず、すけとうだら太平洋系群ですが、令和７管理年度のＴＡＣは前年から１万７，０００トン増の１９万３，０００トン、大臣許可漁業への配分は、前年等量の９万９，８００トン、北海道漁獲可能量も前年等量の６万９，１００トンとなっております。
　次に、日本海北部系群ですが、令和７管理年度のＴＡＣは１万９，７００トンで、大臣許可漁業への配分が前年より２，２００トン減の１万３，２００トン、北海道漁獲可能量は１，０００トン減の６，４００トンとなっています。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源ですが、いずれも令和７管理年度のＴＡＣは、前年等量となっております。
次に、するめいかですが、令和４管理年度から令和６管理年度までは３年間の漁獲量固定シナリオが採択されておりましたが、令和６管理年度では最新の資源評価の結果、設定されたＴＡＣを全て消化した場合、資源が絶滅するリスクが出てきたため、各漁業区分には直近の漁獲実績レベルの配分として、残りの大部分を国が留保した経緯があります。
するめいかについては、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、ＴＡＣ管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われており、両系群を合わせた漁獲可能量は昨年から６万トン減の１万９，２００トンで、うち北海道漁獲可能量は１，１００トン減の１，３００トンとなります。
次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。
ページが飛びまして９ページの資料１－２ 【すけとうだら】をご覧願います。
基本的な配分の考え方は昨年と同様となっております。
太平洋系群のみ説明いたします。資料中段の⑤ですが、「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、令和２年から４年までの漁獲実績を、ＴＡＣの配分比率は令和６管理年度の数字を用いて計算し、道南太平洋全体が４００トン増の６万５，１００トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が２００トン減の１，９００トンとしております。
これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、１０ページの資料１－２の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。
次に、１２ページの資料１－３【するめいか】をご覧願います。
するめいかは、令和４管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、１，３００トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。
続きまして、くろまぐろについて１３ページの資料１－４をご覧願います。
くろまぐろにつきましては、令和６年１２月１１日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て、国から令和７管理年度におけるＴＡＣ数量が示されております。
くろまぐろについては、令和４管理年度に小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としており、令和７管理年度におけるＴＡＣは、国から示された北海道漁獲可能量をこれまでどおり、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。
小型魚につきましては、昨年１２月に開催されたＷＣＰＦＣ年次会合での増枠合意を受け、昨年１１３トンのところ、２９トン増の１４２トンが配分されております。大型魚につきましても昨年３２０．７トンのところ、１２５トン増の４４６．５トンが配分されています。
今後、令和６管理年度の繰越数量が確定し、４月下旬以降に国の留保からの追加配分がある予定となっております。
１４ページの資料１－５「令和６年と令和７年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。
最後に、資料が戻りまして、４ページの別紙２、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧下さい。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、関係海区委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、くろまぐろ 小型魚、大型魚、すけとうだら各系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。
資料下の方となります、「２．令和７管理年度の取扱い」でございますが、（１）から（６）までの内容につきましては、前年と同様のものとなっております。
これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、漁業への影響を考慮し、迅速な配分を行うため、これまで同様に関係海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。
長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会　長　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　ご意見がなければ、諮問内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　それでは、議案第２号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に、議案第３号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。
説明願います。

事務局　議案第３号について、ご説明します。
北海道水産林務部漁業管理課及び釧路総合振興局が所管する「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。
詳細については、釧路総合振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　本庁から、いるか突棒漁業、いか釣り漁業、さんま棒受け網漁業の３件と釧路総合振興局から、小型機船底びき網漁業（ほたてがい）、機船船びき網漁業（ちか）、たこ空釣り縄漁業（西部海域）の３件となっています。
資料の１ページをご覧ください。
こちらが北海道知事からの諮問文となります。
４ページが、いるか突棒漁業の公示案です。
制限措置の内容については、「操業区域は北海道沖合海域、漁業時期は８月１日から１０月３１日まで及び翌年５月１日から６月１５日まで、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は６隻、船舶の総トン数は20トン未満、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和７年６月２日から令和７年７月１日まで、許可の有効期間は令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで」としており

ます。
５ページからが、いか釣り漁業の公示案です。
制限措置の内容のうち漁業区域及び漁業時期については８ページに記載しており、隻数についても区域ごとに記載しています。
「使用漁船は３０トン未満、申請期間は令和７年４月１日から令和７年４月３０日まで、有効期間は令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで」としております。
９ページからが、さんま棒受け網漁業の公示案です。
制限措置の内容については、操業区域は申請者の住所毎に定めており、えりも以東海域、千島太平洋海域（ロシアⅡ区）及びえりも以東海域、同上としております。
漁業時期は、総トン数５トン未満の動力漁船の場合７月１５日から１１月３０日まで、総トン数５トン以上の動力漁船の場合７月２２日から１１月３０日までとしております。
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は記載のとおりです。
船舶の総トン数は、何れの海域も１０トン未満としております。
許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和７年５月１２日から令和７年６月１１日までとしております。
許可の有効期間は、５トン未満は令和７年７月１５日から令和８年７月１４日まで、５トン以上は令和７年７月２２日から令和８年７月２１日までとしております。
資料の１１ページが小型機船底引き網漁業(ほたてがい)の公示案です。
制限措置の内容については、操業区域は釧海共第１２号共同漁業権漁場区域、漁業時期は１月１日から１２月３１日までのうち、行使承認証に記載された魚種毎の操業期間、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は９隻以内、船舶の総トン数は１０トン未満（ただし、操業区域における共同漁業権行使規則において、魚種毎に定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める総トン数）、漁業を営む者の資格は釧路総合振興局管内に住所を有する者（操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者）、許可又は起業の認可を申請すべき期間は随時、許可の有効期間は、令和７年６月１日以前の許可は令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで、令和７年６月２日以降の許可は許可日から令和８年５月３１日までとしております。
資料の１２ページが機船船びき網漁業（ちか）の公示案です
制限措置の内容については、操業区域は釧海共第１０号共同漁業権漁場区域と釧海共第７号、第８号、第９号及び第１０号共同漁業権漁場区域、漁業時期は８月２０日から翌年１月３１日まで、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は記載のとおりです。船舶の総トン数は５トン未満、漁業を営む者の資格は釧路総合振興局管内に住所を有する者、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和７年６月１日から令和７年６月３０日まで、許可の有効期間は令和７年８月２０日から令和８年８月１９日までとしております。
資料の１３ページがたこ空釣縄漁業（西部海域）の公示案です
制限措置の内容については、操業区域は西部海域（資料下段に記載）、漁業時期は毎年９月２０日から翌年５月３１日まで、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は３６隻、船舶の総トン数は２０トン未満、漁業を営む者の資格は釧路総合振興局管内に住所を有する者、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和７年４月１日から令和７年５月２日まで、許可の有効期間は令和７年６月１日から令和１０年５月３１日までとしておりま

す。
以上となります、よろしくご審議願います。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　　ご意見がなければ、諮問内容について、適当と認めてよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　　それでは、議案第３号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に、報告事項１「くろまぐろに関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、説明願います。

事務局　　報告事項１をご覧ください。
資料のとおり北海道知事から変更した旨通知がありました。
くろまぐろは、昨年１２月以降、３回変更されており、１ページ目の令和６年１２月２４日付けは、石川県からの譲渡と国の追加配分で、２ページ目の令和７年２月１３日付けは、大型魚から小型魚への振替、３ページ目の令和７年３月６日付けは、消化率の向上、確保し、譲渡メリットの享受のため、他府県へ譲渡しているものでございます。
変更後は、小型魚７７．９ｔ、大型魚　４１３．２ｔでございます。
説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　　次に、報告事項２「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、説明願います。

事務局　　報告事項２　定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、ご説明いたします。
漁業法第９０条第１項の規定により、各免許人から「資源管理状況等の報告」が北海道知事に提出され、道において内容を確認するとともに、同条第２項の規定により、確認結果を海区委員会へ報告することとなっております。
この度、北海道知事から令和５年定置漁業権に係る資源管理状況等の報告がありました。
対象件数６７件で、資源管理等の取組状況で「休業」が１１件あるものの、第１５次免許において当該漁場を廃統しているため、指導及び勧告の対象となっておりません。これら以外は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。
説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　　はい。ないようでございますので、本日予定の議題は以上です。
その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員　　（な　し）

会　長　　よろしいですか。それでは事務局から何かありますか。

事務局　　次回の海区委員会は、第２３期の１回目となりますが、来月４月中旬開催で考えております。日程につきましては、別途調整させてもらいます。
また、本日の委員会が実質、第２２期の最後の委員会となります。
そして、川崎会長、柳谷副会長、後藤委員が退任されます。
この場をお借りして、これまでの感謝の意を込めて、花束をお渡ししたいと思います。
・・・・・　贈呈　・・・・・
事務局からは以上です。

会　長　　・・・・・　会長謝辞　・・・・・
考えれば、我々同じくらいに組合長になって、海区委員を務めさせていただくことになって、相当長い間、海区委員をやらせていただいたなと思っておりますし、責任のある立場で皆様方に色々御協力頂いたこと、改めて心から感謝申し上げたいと思います。
開会の御挨拶でも申し上げましたけれども、道東の大切な海区をこれからも皆様方のご努力によって、未来永劫続くような漁場を確保していただければと思います。
また、北海道を始め、各市町村にも大変お世話になりました。
改めて、この場をお借りして、お礼申し上げたいと思います。
ありがとうございました。

会　長　　それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会します。
ご苦労様でした。